

○松本市建設工事共同企業体運用要綱

平成8年7月1日

告示第227号

改正 平成13年8月7日告示第393号

平成29年3月31日告示第97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、共同企業体の在り方の適正化を図ることにより、建設業の健全な発展に資するため、共同企業体を活用する場合の運用基準を定めるものとする。

(共同企業体活用の原則)

第2条 市が発注する建設工事は、単体の企業への発注を基本とするが、技術力の結集等により効果的な施工が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができるものとする。

(共同企業体の方式)

第3条 共同企業体は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

(2) 経常建設共同企業体

(特定建設工事共同企業体)

第4条 特定建設工事共同企業体とは、建設工事の種類・規模等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成される共同企業体をいうものとする。

2 特定建設工事共同企業体の活用は、次によるものとする。

(1) 対象工事は、技術的難度の高い建設工事（道路、橋梁、トンネル、ダム、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事）等で、発注者が必要と認める工事とする。

(2) 構成員の数、組合せ、資格等は、次によるものとする。

ア 構成員数

2者又は3者とする。ただし、特に大規模であって、多数の工種にわたる等の事由により、技術力を結集する必要があると認められる建設工事については、4者とすることができるものとする。

イ 組合せ

最上位等級に属する者のみの組合せとする。ただし、発注者が十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると認めたときは、第2位等級に属する者を含めた組

合せとすることができるものとする。

ウ 資格

構成員は、対象工事について次の要件を満たす者とする。

- (ア) 発注する工事に対応する工事種別について、松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年告示第11号）第8条に規定する建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (イ) 当該工事について、単体企業として入札に参加する者でないこと。
- (ウ) 当該工事に対応する業種について、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (エ) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (オ) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を、当該工事現場に専任で配置しうること。
- (カ) 対象工事ごとに市長が別に定める要件を満たしていること。

エ 結成方法

結成方法は、自主結成とする。

- (3) 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、次のとおりとする。

ア 2者の場合

30パーセント以上

イ 3者の場合

20パーセント以上

ウ 4者の場合

15パーセント以上

- (4) 代表者は、円滑な共同施工を確保するため施工能力の大きい者とし、その出資比率は、構成員中最大とする。

3 特定建設工事共同企業体の構成員は、当該工事において他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。

4 結成された特定建設工事共同企業体のうち、当該工事の請負契約の相手方とならなかった者は、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（経常建設共同企業体）

第5条 経常建設共同企業体とは、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化するため結成する共同企業体をいうものとする。

2 経常建設共同企業体の活用は、次の各号によるものとする。

(1) 対象工事は、単体の企業と同様に入札参加資格を有する業種及び等級に応じた工事とする。

(2) 構成員の数、組合せ、資格等は、次によるものとする。

ア 構成員数

2者又は3者とする。

イ 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、個別審査において、下位の等級に属する者に十分な施工能力があると認められる場合には、構成員となる者のうち、上位の等級にある者から直近2等級までに属する者の組合せとすることができるとする。

ウ 資格

構成員は、次の要件を満たす者とする。

(ア) 入札参加資格を申請する業種について、許可を有しての営業年数が原則として3年以上あること。

(イ) 入札参加資格を申請する業種について、元請として一定の実績を有することを原則とすること。

(ウ) 入札参加資格を申請する業種について、単体企業として入札参加資格者名簿に登録されていないこと。

(エ) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ることを原則とすること。

エ 結成方法

自主結成とする。

(3) 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、次のとおりとする。

ア 2者の場合

30パーセント以上

イ 3者の場合

20パーセント以上

(4) 代表者は、構成員が自主的に定めるものとする。

3 経常建設共同企業体が、入札参加資格審査申請をしようとする場合、当該経常建設共同企業体の構成員は、他の経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。ただし、当該経常建設共同企業体の構成員以外の者と、継続的な協業関係を確保でき、当該経常建設共同企業体と業種が重複しない場合に限り、他の一の経常建設共同企業体の構成員となることができるものとする。

(入札参加資格審査申請)

第6条 共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者は、共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号又は様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、松本市建設工事一般競争入札実施要綱(平成10年告示第29号)第3条の規定により指定する工事に対して特定建設工事共同企業体を結成する場合は、この限りでない。

(1) 共同企業体協定書(様式第3号又は様式第4号)

(2) 委任状(様式第5号)

(3) 使用印鑑届(様式第6号)

(4) 特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体構成員資格調書(様式第7号)

(5) 経営事項審査結果通知書、総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書の写し

(6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認めたもの

(適格性の審査)

第7条 前条に規定する入札参加資格審査申請書を提出した共同企業体については、次の各号により資格審査を行うものとする。

(1) 客観的事項の審査

経営に関する客観的事項の審査は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の2第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成6年建設省告示第1461号。以下「告示」という。)の規定に準じて行うものとし、経営規模、経営状況に係る評点及びその他の評点項目は、次のとおりとする。

ア 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。

イ 経営状況分析に係る評点は、構成員について算出される経営状況分析得点（告示第 1 の 2 に掲げる項目に係る付録の算式によって算出した数値に基づき、経営事項審査の事務取扱について（平成 6 年建設省経建発第 1 3 6 号）別紙審査の結果を総合数値で表す方法 1 の（3）の算式によって算出した数値）の平均値によるものとする。

ウ その他の評点項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の和とし、営業年数については、構成員の営業年数の平均値によるものとする。

（2） 主観的事項の審査

共同企業体の工事施工能力に関する主観的事項の審査は、各構成員の前年度の完成工事の成績を評定して行うものとする。

（名簿の登載）

第 8 条 前条の規定による審査の結果、入札参加資格があると認めたときは、特定建設工事共同企業体に対しては、その旨を通知し、経常建設共同企業体に対しては、経常建設共同企業体入札参加資格者名簿に登録するものとする。

（入札書）

第 9 条 競争入札における共同企業体の入札書には、当該共同企業体の名称及び代表者を明記し、構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。ただし、当該共同企業体の代表者に入札に関する権限が委任されている場合は、この代表者が記名押印するものとする。

（契約書）

第 1 0 条 共同企業体との契約の締結における契約書には、当該共同企業体の名称及び代表者を明記し、構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。ただし、当該共同企業体の代表者に契約に関する権限が委任されている場合は、この代表者が記名押印するものとする。

（代表者の権能）

第 1 1 条 工事の監督、請負代金の支払い等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

（補則）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 8 月 7 日告示第 3 9 3 号）

この告示は、平成 1 3 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日告示第９７号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

様式第1号(第6条関係)

共同企業体入札参加資格審査申請書
(特定建設工事共同企業体用)

年 月 日

(あて先)松本市長

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表者

所在地

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先(電話番号)

共同企業体構成員

所在地

商号又は名称

代表者名

今般、連帯責任によって建設工事の共同請負をするため、 を代
表者とする特定建設工事共同企業体を結成し、同企業体で松本市が発注する

建設工事の競争入札に参加したいので、次の書類を添えて入札参加資格審査
の申請をします。

なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し
ます。

- 1 共同企業体協定書(特定建設工事共同企業体用)(様式第3号)
- 2 委任状(様式第5号)
- 3 使用印鑑届(様式第6号)
- 4 特定建設工事共同企業体構成員資格調書(様式第7号)
- 5 経営事項審査結果通知書、総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書及び経営
状況分析結果通知書の写し

様式第2号(第6条関係)

共同企業体入札参加資格審査申請書
(経常建設共同企業体用)

年 月 日

(あて先)松本市長

共同企業体の名称 経常建設共同企業体

共同企業体代表者

所在地

商号又は名称

代表者名

担当者名

連絡先(電話番号)

共同企業体構成員

所在地

商号又は名称

代表者名

今般、連帯責任によって建設工事の共同請負をするため、 を代表者とする経常建設共同企業体を結成し、同企業体で松本市が発注する建設工事の競争入札に参加したいので、次の書類を添えて入札参加資格審査の申請をします。

なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 共同企業体協定書(経常建設共同企業体用)(様式第4号)
- 2 委任状(様式第5号)
- 3 使用印鑑届(様式第6号)
- 4 経営事項審査結果通知書、総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書の写し

様式第3号(第6条関係)

共同企業体協定書
(特定建設工事共同企業体用)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 松本市発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。
以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者名

所在地

商号又は名称

代表者名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名 %

会社名 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請け契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事についてかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 者は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。

年 月 日

	所 在 地	
代表構成員	商号又は名称	
	代 表 者 名	㊟

	所 在 地	
構 成 員	商号又は名称	
	代 表 者 名	㊟

様式第4号(第6条関係)

共同企業体協定書
(経常建設共同企業体用)

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、経常建設共同企業体（以下「当企業体」とい
う。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所をに置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、年 月 日に成立し、その存続期間は、1年とする。
ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後 カ月を経過す
るまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

代表者名

所在地

商号又は名称

代表者名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行
うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名
義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する
財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事の請負契約の締
結後、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割
合は変わらないものとする。

会社名 %

会社名 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するも
のとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の

施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請け契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、

第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事についてかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 者は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

	所 在 地	
代表構成員	商号又は名称	
	代 表 者 名	㊟

	所 在 地	
構 成 員	商号又は名称	
	代 表 者 名	㊟

様式第5号（第6条関係）

委 任 状

年 月 日

（あて先）松本市長

委任者	共同企業体の名称	共同企業体
	所在地	
構成員	商号又は名称	
	代表者名	実印

私は次の 共同企業体代表者を代理人と定め、当
共同企業体が存在する間、松本市が発注する 工事におけ
る下記の権限を委任します。

受任者	共同企業体の名称	共同企業体
	所在地	
代表者	商号又は名称	
	代表者名	

受任者使用印

委任事項

- 1 入札及び見積に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び受領に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 支払期日の到来した利札の請求及び受領に関すること。
- 6 復代理人の選任に関すること。

様式第6号（第6条関係）

使 用 印 鑑 届

年 月 日

（あて先）松本市長

共同企業体の名称	共同企業体
所在地	
代表者 商号又は名称	
代 表 者 名	実印

使用印

上記の印鑑は、松本市が発注する 工事における次の行為に対して使用したいので届け出ます。

- 1 入札及び見積に関すること。
- 2 契約の締結に関すること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び受領に関すること。
- 4 代金の請求及び受領に関すること。
- 5 支払期日の到来した利札の請求及び受領に関すること。
- 6 復代理人の選任に関すること。

特定建設工事共同企業体構成員資格調書

年 月 日

(あて先)松本市長

所在地
構成員 商号又は名称
代表者名

実印

特定建設工事共同企業体の構成員としての資格要件は、下記のとおりです。

1 対象工事に対する業種の許可取得状況

許可業種	許可番号	最初の許可年月日
工事業	大臣 般 第 号 知事 特	年 月 日

2 対象工事を構成する一部の工種を含む工事の元請としての一定の実績

発注者	工事名	工種名	請負金額	着工年月 完成(予定)年月	備考
			千円	年 月 年 月	
			千円	年 月 年 月	
			千円	年 月 年 月	

3 対象工事と同種の工事の施工経験

発注者	元請 下請	工事名	請負金額	着工年月 完成(予定)年月	備考
			千円	年 月 年 月	
			千円	年 月 年 月	
			千円	年 月 年 月	

4 工事現場に専任で配置しうる技術者

監理技術者又は 主任技術者の別	氏名	資格の種類	生年月日	雇用年月日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)